

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 608,043 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,586,393 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,710,178	472,052	2,182,230
	1 国庫負担金	1,104,201	91,168	1,195,369
	2 国庫補助金	598,652	380,884	979,536
16 県支出金		1,044,657	1,799	1,046,456
	2 県補助金	377,783	1,799	379,582
18 寄附金		460,000	60	460,060
	1 寄附金	460,000	60	460,060
19 繰入金		1,165,419	128,032	1,293,451
	2 基金繰入金	1,164,695	128,032	1,292,727
21 諸収入		294,583	4,500	299,083
	4 雑入	200,734	4,500	205,234
22 市債		919,970	1,600	921,570
	1 市債	919,970	1,600	921,570
歳入	合計	16,978,350	608,043	17,586,393

## 2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,742,943	113,744	2,856,687
	1 総務管理費	2,385,042	111,314	2,496,356
	3 戸籍住民基本台帳費	122,596	2,430	125,026
3 民生費		5,790,447	147,385	5,937,832
	1 社会福祉費	3,060,074	144,453	3,204,527
	2 児童福祉費	2,222,231	341	2,222,572
	3 生活保護費	500,631	2,591	503,222
4 衛生費		2,272,382	138,703	2,411,085
	1 保健衛生費	411,284	138,703	549,987
6 農林水産業費		558,885	72,048	630,933
	1 農業費	386,987	59,738	446,725
	3 水産業費	103,398	12,310	115,708
7 商工費		309,035	59,129	368,164
	1 商工費	309,035	59,129	368,164
9 消防費		886,529	154	886,683
	1 消防費	886,529	154	886,683
10 教育費		1,608,921	76,880	1,685,801
	1 教育総務費	191,104	108	191,212

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	205,631	26,018	231,649
	6 保健体育費	844,831	50,754	895,585
歳出	合計	16,978,350	608,043	17,586,393

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	塵芥収集車費	10,631

第 3 表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
旧市民会館解体事業	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	56,984

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校施設改修事業	10,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	11,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	10,100				11,700			